

## 政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に伴う資産等報告書等の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成5年川崎市条例第36号）第5条第2項及び政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成5年川崎市議会規程第1号。以下「規程」という。）第11条に規定する資産等報告書等の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧方法)

第2条 資産等報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は議会局の受付において、資産等報告書等閲覧請求票（別記様式）に必要な事項を記入後、係員に申し出て、指定の閲覧場所で閲覧することができる。ただし、閲覧が終わったときは、必ず係員に返却しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第3条 閲覧者は、閲覧に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、危険物又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持ち込まないこと。
- (2) 資産等報告書等は、丁寧に取り扱い、又は破損、汚損若しくは加筆を行わないこと。
- (3) 閲覧時間を遵守すること。
- (4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙、その他他の閲覧者に迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他係員の指示した事項

(閲覧の中止又は禁止)

第4条 議会局長は、閲覧者が、規程又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(その他必要な事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

## 資産等報告書等閲覧請求票

(閲覧される方は、下記の項目にご記入願います。)

年 月 日	年 月 日
住 所	
氏 名	
閲覧を請求する報告書 (該当する□にレ印をつけてください。)	
<input type="checkbox"/>	年 月 日現在の資産等報告書
<input type="checkbox"/>	年12月31日現在の資産等補充報告書
<input type="checkbox"/>	年分の所得等報告書
<input type="checkbox"/>	年4月1日現在の関連会社等報告書
<input type="checkbox"/>	